

徳島池田区検察庁庁舎廃止に対する会長声明

令和2年3月27日、最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令（昭和22年政令第35号。いわゆる位置政令。）の一部を改正する政令が公布された。その結果、徳島地方検察庁管内の徳島池田区検察庁の庁舎を廃止し、同区検の所在地を徳島地検美馬支部に変更されることとなった。

区検察庁は、各簡易裁判所に対応してこれを置くとされているところ（検察庁法2条1項）、徳島池田簡易裁判所に対応する区検察庁として、同簡易裁判所隣地に徳島池田区検察庁が設置されていた。

区検察庁は、主として刑事事件のうち法定刑に罰金刑が含まれている事件、常習賭博罪、横領罪及び盗品譲受け罪等について管轄を有している。

徳島池田区検察庁についても、平成30年において、道路交通法違反事件や一般事件のうち略式命令で処理すべき事件を70件処理し、管轄する三好市及び三好郡内の地域司法、とりわけ刑事司法の一翼を担っていることは明らかである。

徳島池田区検察庁については、庁舎が三好市池田町に存するものの、平成28年4月以降、庁舎内には職員が常駐せず、その事務は徳島地検美馬支部庁舎内で取り扱っている実情がある。かかる徳島池田区検察庁の事務取扱方法の変更の際も、当会は徳島地方検察庁検事正に対し申し入れを行い、かかる事務取扱方法の変更の再考を促すとともに、これ以上の安易な統廃合や取扱事務の縮小を行わないよう求めてきた。

ところが、それからわずか4年程度しか経ていないにもかかわらず、徳島池田区検察庁庁舎を廃止し、区域外である徳島地検美馬支部を同区検の位置に定めようとするのは、三好市及び三好郡内の事件関係人（被疑者を含む）にとり美馬市に存する庁舎までの往來を余儀なくされるなど大きな不利益になりか

ねない。また、簡易裁判所及び区検察庁は、最も国民に身近な司法機関として、全国に438か所設置されており、県内にも7か所存在している。かかる身近であるべき司法機関が、区域外に存在することになるのは、設置理念に真っ向から反する事態と言わざるを得ない。

三好市は徳島県最西端に所在する都市であり、ほぼ四国の中央に所在することから、古くから交通の要衝として、また祖谷を始めとする観光地の拠点として発展してきており、人口及び経済活動の集積も相応になされている。かかる位置から安易に庁舎を廃止することは、地域住民の利益を不当に害するものであって、到底容認できない。

よって、当会は、いわゆる位置政令を改正することにより、徳島池田区検察庁の庁舎を廃止することに反対する。

令和2年4月2日

徳島弁護士会

会長 志 摩 恭 臣